

内部統制基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、次のとおり内部統制基本方針を定める。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、法令等遵守が信用金庫業務の最重要課題であることを認識し実践するとともに、役職員があらゆる局面において法令等遵守を最優先するよう周知・徹底を図るものとする。
- (2) 「コンプライアンス基本方針」及び「信用金庫行動綱領」を法令等遵守の基本に位置付け、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」、業務に関連する各種法令等を、「コンプライアンス・プログラム」や各種研修会等において職員に周知し、法令等遵守の徹底を図るものとする。
- (3) 法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織であるコンプライアンス委員会は、専務理事を委員長として、各部店に配置されたコンプライアンス担当者を通して法令等遵守態勢の各種施策を実施するものとする。
- (4) 役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報は、「公益通報者保護規程」等に基づき取り扱うとともに、調査の結果、法令違反等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守状況の監査を実施し、改善指導、検証等を実施するとともに、その結果を理事会及び常勤役員会並びに監事に報告するなど適切な措置を講じるものとする。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固として対決し、利益を供与しないものとする。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る理事会議事録をはじめとする各種議事録等は、「文書保存規程」等に基づき適切に取扱うものとする。
- (2) 理事及び監事は、これらの文書を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「統合的リスク管理担当」部署は、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」に基

づき、各種リスクの統合的管理に取り組むものとする。

- (2) 「金融円滑化管理担当」部署は、金融円滑化の適切な実施を確保するため、具体的方策を講ずるとともに、管理・体制の整備に取り組むものとする。
- (3) 各部署は「危機管理要領」等を周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、必要に応じ緊急時の対応訓練を実施するものとする。
- (4) リスク管理に関する諸施策は、理事会で決定し、その運用については、常勤役員会、ALM 役員会等において協議するとともに検証するものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事は、「理事会規程」、「常勤役員会規程」のほか、「職務権限規程」、「業務運営規程」に基づき、指揮命令、職員との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保するものとする。
- (2) 理事会は、長期計画等の事業計画を定め、目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について確認し職員に周知・徹底するものとする。
- (3) 業務の合理化・効率化を進め、理事の効率的な職務執行態勢を整備するものとする。

5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができるものとする。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

理事は、監事の職務を補助する職員の人事考課、異動等、人事に関する事項の決定については、予め監事に報告し同意を得るものとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員（以下、「理事等」という。）は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
- (2) 理事等は、当金庫に著しい損害を及ぼす事実及び、当金庫に重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに監事に報告を行うものとする。
- (3) 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事

等に対して説明を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、理事会その他重要な会議等へ出席し業務の執行状況等について監査するとともに、代表理事との意見交換を行うものとする。
- (2) 監事は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも理事等に対して報告を求めることができるものとする。

以上

(平成19年4月26日 理事会決議)

(平成19年11月22日 改正)

(平成21年 7月 3日 改正)

(平成22年 9月30日 改正)

(平成24年 5月 2日 改正)